(5) 専門家は、郵便により投票する権利を有する。

(6) 専門家委員会の会期に代表者を任命しない国がある場合又は任命した専門家が当該会期中若しくは専門家委員会の手続規則に定める期間内に賛否を表明しない国がある場合には、それらの国は、専門家委員会の決定を受け入れたものとみなす。

第四条　国際分類並びにその修正及び追加の通報及び公表

(1) 国際事務局は、専門家委員会によって採択される物品のアルファベット順の一覧表及び注釈並びに専門家委員会によって決定される国際分類の修正又は追加を同盟国の官庁に通報する。専門家委員会の決定は、その通報が受理された時に効力を生ずる。ただし、当該決定が新たな類の設定又は物品の一の類から他の類への移行を伴う場合には、当該決定は、当該通報の日から六箇月以内に効力を生ずる。

(2) 国際事務局は、国際分類の寄託者として、効力の生じた修正及び追加を国際分類に組み入れる。当該修正及び追加についての公表は、総会が指定する定期刊行物により行う。

第五条　同盟の総会

(1) (a) 同盟は、同盟国で構成する総会を有する。

(b) 各同盟国の政府は、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2) (a) 総会は、第三条の規定の適用を条件として、次のことを行う。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの協定の実施に関する全ての事項を取り扱うこと。

(ii) 国際事務局に対し、改正会議の準備に関する指示を与えること。

(iii) 同盟に関する機関の事務局長（以下「事務局長」という。）の報告及び活動を検討し、及び承認すること並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項について全ての必要な指示を与えること。

(iv) 同盟の事業計画を決定し、及び二年予算を採択すること並びに同盟の決算を承認すること。

(v) 同盟の財政規則を採択すること。

(vi) 英語及びフランス語以外の言語による国際分類の公定訳文の作成を決定すること。

(vii) 第三条の規定により設置される専門家委員会のほかに、同盟の目的を達成するために適当と認める専門家の他の委員会及び作業部会を設置すること。

(viii) 同盟の構成国でない国、政府間機関及び国際的な非政府機関であって、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(ix) この条から第八条までの規定の修正を採択すること。

(x) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。

(xi) その他この協定に基づく任務を遂行すること。

(b) 総会は、同盟以外の諸同盟であって、機関が管理業務を行っているものにも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3) (a) 総会の各構成国は、一の票を有する。

(b) 総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。

(c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会合においても、代表を出した国の数が総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった総会の構成国に対し、その決定を通報し、その通報の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。当該期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が会合の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、当該決定は、効力を生ずる。

(d) 総会の決定は、第八条(2)の規定が適用される場合を除くほか、投票数の三分の二以上の多数による議決で行う。

(e) 棄権は、投票とみなさない。

(f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。

(4) (a) 総会は、事務局長の招集により、二年ごとに一回、通常会合として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 総会は、総会の構成国の四分の一以上の要請があったときは、事務局長の招集により、臨時会合として会合する。

(c) 各会合の議題は、事務局長が作成する。

(5) 総会は、その手続規則を採択する。

第六条　国際事務局

(1) (a) 同盟の管理業務は、国際事務局が行う。

(b) 国際事務局は、特に、会合の準備を行い、並びに総会、専門家委員会及び総会又は専門家委員会が設置する専門家の他の委員会又は作業部会の事務局の職務を行う。

(c) 事務局長は、同盟の首席の職員とするものとし、同盟を代表する。

(2) 事務局長及びその指名する職員は、総会、専門家委員会及び総会又は専門家委員会が設置する専門家の他の委員会又は作業部会の全ての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する一人の職員は、当然にこれらの会合における事務局の長としての職務を行う。

(3) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、この協定の規定（前条から第八条までの規定を除く。）の改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(4) 国際事務局は、国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第七条　財政

(1) (a) 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、同盟に固有の収入及び支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金並びに場合により機関の締約国会議の予算のために提供される資金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行っている一又は二以上の同盟以外の諸同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行っている同盟以外の諸同盟の予算との調整の必要性を十分に考慮した上で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

(i) 同盟国の分担金

(ii) 国際事務局が同盟に関連して提供する役務について支払われる料金

(iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及び当該刊行物に係る権利の使用料

(iv) 贈与、遺贈及び補助金

(v) 賃貸料、利子その他の雑収入

(4) (a) 各同盟国は、(3)(i)の分担金の自国の分担額を決定するため、工業所有権の保護に関するパリ同盟において属する等級と同じ等級に属するものとし、工業所有権の保護に関するパリ同盟の等級について定める単位数と同じ単位数に基づいて年次分担金を支払う。

(b) 各同盟国の年次分担金の額は、その額と全ての同盟国の同盟の予算に対する年次分担金の総額との比率が、各同盟国の属する等級の単位数と全ての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。